

## ♥♥♥健康エンジョイポイント♥♥♥

歯周病検診が始まります

歯の健康は、全身の病気にも関係があり、予防することで体の健康につながることがわかつています。

対象者には受診券を配布します。町内だけでなく、館林市邑楽郡の指定歯科医院でも受診ができ、受診期間もゆとりがあります。お得に受けられるので、この機会にぜひご利用ください。

**対象者** 30・40・50・60・70歳のかた（令和3年4月1日時点）

**内容** 問診、歯・歯周組織などのチェック、歯科相談、ブラッシング指導

**費用** 500円

※検診をしたうえで治療行為が行われた場合、治療費は別途本人負担となりますので、ご了承ください。

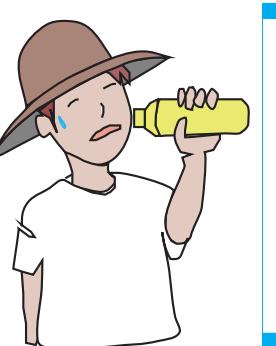
**受診方法** 実施医療機関へ事前に予約後、受診案内通知（受診券）を持参し、受診してください。

**受診期間** 7月1日(水)～12月26日(土)

※検診をしたうえで治療行為が行われた場合、治療費は別途本人負担となりますので、ご了承ください。

**受診方法** 実施医療機関へ事前に予約後、受診案内通知（受診券）を持参し、受診してください。

**受診期間** 7月1日(水)～12月26日(土)

夏の県民交通安全運動  
7月11日(土)～20日(月)

いそいでも  
心のブレーキ  
かけましよう

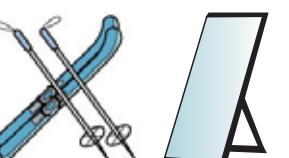
問合せ 安全安心係 ☎ 82-6123

## 出し方に注意

実際にステーションに出されて、収集されなかつた物です。  
ルールを確認して、きちんと出しましょう。

## 粗大ごみ

ゴミ袋に入らない不燃性の粗大ごみは、「いたくらサイクルセンター」へ直接持ち込みしてください。



## 蛍光灯



蛍光灯は、毎月第1・3水曜日に、各公民館にある専用の回収箱に入れてください。これ以外の日は、収集できませんが「いたくらサイクルセンター」へ直接持ち込むこともあります。



## 乾電池

ごみステーションでの回収は行っていません。各公民館・役場にある専用の回収箱に入れてください。

## スプレーかん



未使用のスプレーかんは出せません。ごみ処理中に爆発や火災を起こす原因になり大変危険です。使い切った状態で、かんとして出してください。

事業所などから出たごみは、ごみステーションに出せません。処理業者に依頼するなど、適切に処理してください。

問合せ 環境下水道係 ☎ 82-6132

## 地域連携 サイエンスカフェ

板倉町、館林市、東洋大学の共催で、年に6回開催されている地域連携サイエンスカフェは、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、当面の間、中止することになりました。

今後の開催については、詳細が決まり次第お知らせします。

問合せ 東洋大学板倉事務部 ☎ 82-9103  
○企画調整係 ☎ 82-6125

「新しい生活様式」をふまえた  
熱中症予防のポイント

暑さを避けましょう  
・感染症予防のため換気をしつつ、エアコンの温度をこまめに調整

・暑い日や時間帯は無理しない  
・涼しい服装

・適宜マスクをはずしましょう  
・急に暑くなつた日は特に注意

・屋外で人と十分な距離を確保できるときはマスクをはずす  
・スク着用は要注意

・マスクを着用しているときは負荷のかかる作業や運動は

後期高齢者医療被保険者証  
7月31日まで期限が切れる保険証、受給者証の更新があります。

後期高齢者医療被保険者証、高齢受給者証、特定疾病療養受給証は、令和3年7月31日まで使用できる新しい証を郵送します。なお、期限切れの証は最寄りの公民館または保険医療係に返却してください。

後期高齢者医療被保険者証、高齢受給者証、特定疾病療養受給証は、令和3年7月31日まで使用できる新しい証を郵送します。なお、期限切れの証は最寄りの公民館または保険医療係に返却してください。

後期高齢者医療被保険者証、高齢受給者証、特定疾病療養受給証は、令和3年7月31日まで使用できる新しい証を郵送します。なお、期限切れの証は最寄りの公民館または保険医療係に返却してください。

後期高齢者医療被保険者証、高齢受給者証、特定疾病療養受給証は、令和3年7月31日まで使用できる新しい証を郵送します。なお、期限切れの証は最寄りの公民館または保険医療係に返却してください。

後期高齢者医療被保険者証、高齢受給者証、特定疾病療養受給証は、令和3年7月31日まで使用できる新しい証を郵送します。なお、期限切れの証は最寄りの公民館または保険医療係に返却してください。

暑さを避けましょう  
・感染症予防のため換気をしつつ、エアコンの温度をこまめに調整

・暑い日や時間帯は無理しない  
・涼しい服装

・適宜マスクをはずしましょう  
・急に暑くなつた日は特に注意

・屋外で人と十分な距離を確保できるときはマスクをはずす  
・スク着用は要注意

・マスクを着用しているときは負荷のかかる作業や運動は

避けて  
こまめに水分補給しましょう  
・のどが渴く前に水分補給  
・一日あたり1・2リットル

認定証の色  
・青色(新しい認定証は緑色)  
入者は白色、後期高齢者医療認定証をお持ちのかた



問合せ 保健センター  
☎ 82-3757

## エコドライブに努めましょう

エコドライブは環境に優しく(エコロジー)、家計にも優しい(エコノミー)運転方法です。ちょっとした気遣いで、自動車の燃費は大きく変わります。

問合せ 県庁気候変動対策課  
☎ 027-226-2817

○社会福祉協議会  
☎ 82-6135  
申込み・問合せ  
介護高齢係  
■申請期限  
8月31日(月)

○社会福祉協議会  
☎ 82-6136  
申込み・問合せ  
介護高齢係  
■申請期限  
8月31日(月)

○社会福祉協議会  
☎ 82-6135  
申込み・問合せ  
介護高齢係  
■申請期限  
8月31日(月)

この秋開催を予定するダイヤモンド婚式・金婚式合同記念式典に該当するご夫婦の申請をお待ちしています。申請者には、記念式典の詳細を記した招待状を後日送付します。

略し、新しい後期高齢者医療被保険者証に同封し郵送します。

①限度額適用・標準負担額減額認定証の交付を受け、現在も該当しているかた  
②令和2年度も引き続き住民税非課税世帯となるかた

対象者 国民健康保険に加入の70～74歳のかた  
受給者証の色 白色

対象者 国民健康保険の加入者で特定疾病療養受給証をお持ちのかた

受給者証の色 黄色

対象者 国民健康保険に加入の70～74歳のかた  
受給者証の色 白色

対象者 国民健康保険または後期高齢者医療の加入者で、限度額適用認定証をお持ちのかた

認定証の色 国民健康保険加入者は白色、後期高齢者医療加入者は青色(新しい認定証は緑色)

更新方法 8月3日以降に手渡ししてください。

認定証の色 国民健康保険または後期高齢者医療の加入者で、次の条件全てに該当するかたは手続きを省略し、新しく後期高齢者医療被保険者証に同封し郵送します。

①限度額適用認定証の交付を受け、現在も該当しているかた  
②令和2年度も引き続き現役令和2年度も引き続き現役を受ける、現在も該当しているかた

並み所得者Ⅰ、Ⅱに該当するかた  
並み所得者Ⅰ、Ⅱに該当するかた

※後期高齢者医療に加入しているかたで、次の条件全てに

認定証の色 国民健康保険加入者は白色、後期高齢者医療加入者は青色(新しい認定証は緑色)

更新方法 8月3日以降に、保険医療係で手続きをしてください。



## くじ

### 農薬危害防止運動を実施

始まります  
自筆証書遺言書保管制度  
人が、法務局に設置される遺言書保管所に出向くことによって、遺言書の保管を申請されます。

紛失や亡失の防止や、第三者による破棄や改ざんといつた恐れがなくなり、遺言者が亡くなられた後の手続きとして、相続人などは、遺言書保管所に保管中の自筆遺言書の内容の証明書を請求したり、遺言書の閲覧もできるといった、遺言者だけでなく相続人などにもメリットがある制度です。

また、この保管制度を利用した場合の自筆証書遺言書は、家庭裁判所における検認が不要となります。

自筆証書遺言書保管制度を利用するには、法務局へ予約をする必要があります。  
[http://www.moj.go.jp/MINJI/minji03\\_00051.html](http://www.moj.go.jp/MINJI/minji03_00051.html)  
問合せ 前橋地方法務局太田支局  
■32-1-6100

は必ずポリエチレンフィルムなどのシートで地表面を被覆する。

- ・残った農薬や散布機具を洗った水などを、河川や排水などに流さない。
- ・止運動」を実施し、農薍の使用などについて注意喚起をしています。

農薬は、除草や殺虫、殺菌などに効果を発揮する反面、使い方を誤ると人や動物の健康、あるいは周辺環境に影響を及ぼすことがあります。

農薍の早期発見に努め、定期的に散布するのをやめたり、農薍の使用回数と量を減らす。

- ・容器に表示されている使用方法や使用上の注意事項をよく読んで、正しく使う。
- ・散布するときは、マスクや保護眼鏡などを着用する。
- ・散布する場所の周辺環境に配慮し、事前に近隣のかたに、使用目的や日時、農薍の種類などをよく知らせる。

- ・家畜、農作物などに被害を及ぼさないよう、農薍の飛散（ドリフト）に注意する。
- ・土壤くん蒸剤の処理期間中

・容器に表示されている使用方法や使用上の注意事項をよく読んで、正しく使う。

- ・誤用や誤飲、誤食を避ける。
- ・散布するのをやめたたり、農薍の使用回数と量を減らす。

- ・病害虫の早期発見に努め、定期的に散布するのをやめたり、農薍の使用回数と量を減らす。
- ・容器に表示されている使用方法や使用上の注意事項をよく読んで、正しく使う。
- ・誤用や誤飲、誤食を避ける。
- ・散布するときは、マスクや保護眼鏡などを着用する。
- ・散布する場所の周辺環境に配慮し、事前に近隣のかたに、使用目的や日時、農薍の種類などをよく知らせる。

・家畜、農作物などに被害を及ぼさないよう、農薍の飛散（ドリフト）に注意する。

・土壤くん蒸剤の処理期間中

は対象になりません)

④就労できなかつた期間において、就労を予定していた日があり、その給与の全部または一部の支給が受けられなかつたこと

### 支給対象期間

就労できなくなつた初めの連続する3日間を除いた4日目以降の休みの期間のうち、就労を予定していた日(※1)※1 4日目の休みが令和2年1月1日から9月30日までの期間に属することが必要(入院が継続する場合は最長1年6か月)

支給額 1日当たり支給額(※2)×支給対象期間において就労を予定していた日数※2 1日当たり支給額(※2)×支給対象期間において就労を予定していた日数(直近の継続した3か月間の給与収入の合計額÷就労日数)×3分の2(上限あり)

申請に必要なもの  
○国民健康保険傷病手当金支給申請書  
・世帯主記入用  
・被保険者記入用  
・事業主記入用  
・医療機関記入用(医療機関を受診した場合)  
○直近の継続した3か月間の給与の支払いを確認できるもの

### テイクアウト実施店 応援助成金を交付

新型コロナウイルス感染症

の影響により、売上高が減少

ず事前に電話でお問い合わせください。

### 問合せ 保険医療係

■82-1-6136

の影響により、売上高が減少するため、テイクアウトまたはデリバリーを実施する店舗はデリバリーを実施する店舗に対しても助成金を交付します。

対象事業者 次の要件のいずれにも該当するかた

○町内に飲食店を有し、日本標準産業分類に属する飲食サービス業を営んでいるかた

○暴力団関係者でないかた

○町税(法人の場合は法人町民税)の滞納がないかた

○暴力団関係者でないかた

